この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　非課税口座　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）が、第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるため、政令で定めるところにより、その口座の名称、その口座を設定しようとする金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の八及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座開設届出書」という。）に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して、これを当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成二十四年から平成二十六年までの各年に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

二　非課税上場株式等管理契約　第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該非課税管理勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該契約を締結した日の属する年の一月一日から十年を経過した日において当該上場株式等は当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ　非課税口座開設届出書の提出の日からその提出の日の属する年の十二月三十一日までの期間（以下この号において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの（受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が百万円を超えないものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

三　非課税口座開設確認書　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次項から第十項までの規定の定めるところにより第九項に規定する所轄税務署長から交付を受けた書類で、その者の氏名、生年月日、次項に規定する基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

5

6　非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、平成二十三年一月一日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。以下この項及び第十三項において「基準日」という。）における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日（既に非課税口座開設確認書の交付を受けた者が当該非課税口座開設確認書を紛失し、滅失し、又は盗取されたことにより再び当該申請書の提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をする場合（第十項において「再交付の申請の場合」という。）には、政令で定める日）までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならない。

7　前項の申請書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

8　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

9　第六項の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項（以下この項及び次項において「申請事項」という。）を次に掲げるいずれかの方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二　政令で定めるところにより税務署長の承認を受けて行う当該申請事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（第十六項において「光ディスク等」という。）を提出する方法

10　前項の申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該申請事項に係る申請書の提出をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「申請者」という。）についての当該申請事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による申請事項の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面を、当該申請事項に係る申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長を経由して当該申請者に交付しなければならない。

一　当該申請事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がない場合（再交付の申請の場合を含む。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該申請事項に係る申請書が非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日から十二月三十一日までの間に提出がされたものである場合　その提出がされた日の属する年の翌年以後の各年分の非課税口座開設確認書

ロ　当該申請事項に係る申請書が非課税口座を開設しようとする年の一月一日から九月三十日までの間に提出がされたものである場合　その提出がされた日の属する年以後の各年分の非課税口座開設確認書